

| 対象地域 | 事業種別 | 事業概要および補助内容 | 平成26年度交付実績 | 平成27年度交付実績 | 平成28年度交付予定 (平成28年9月末時点) | 平成29年度方針(案) |
|-------------------------------|---------------------------|---|--|--|---|---|
| 市内全域 | 相隣環境対策支援補助金 | 住宅側から申し立てられた騒音や振動の苦情についてモノづくり企業が実施する建築物、設備等の改善対策に対して補助金を交付する。 【予算額】15,000千円(3,000千円×5件) 【補助率】対象経費の2/3 【補助限度額】3,000千円 | 交付件数:6件 交付金額:10,584千円 予算執行率:70.5% | 交付件数:3件 交付金額:6,055千円 予算執行率:40.3% | 交付予定件数:2件 交付予定金額:6,000千円 予算執行率:40% | 平成28年度と同内容にて継続する |
| | 住工共生コミュニティ活動支援補助金 | モノづくり企業への理解を深めてもらうためにモノづくり企業等が主体となり近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に対して補助金を交付する。 【予算額】300千円(100千円×3件) 【補助率】対象経費の1/2 【補助限度額】100千円 | 交付件数:1件 交付金額:100千円 予算執行率:33.3% | 交付件数:1件 交付金額:21千円 予算執行率:7.0% | 交付予定件数:0件 交付予定金額:0千円 予算執行率:0% | 住工共生まちづくり活動支援補助金と統合する方向で見直しを検討 |
| モノづくり推進地域 (※都市計画制度活用地区を除く) | 工場移転支援補助金 | 市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外の地域で製造業を営むモノづくり企業が、その工場を市内の工業専用地域又はモノづくり推進地域へ移転する場合に機械設備の移転に対して補助金を交付する。 【予算額】15,000千円(5,000千円×3件) 【補助率】対象経費の2/3 【補助限度額】5,000千円 | 交付件数:0件 交付金額:0円 予算執行率:0% | 交付件数:1件 交付金額:666千円 予算執行率:4.4% | 交付予定件数:4件 交付予定金額:16,128千円 予算執行率:106.8% | 平成28年度と同内容にて継続する |
| | モノづくり立地促進補助金 | 市内の工業専用地域・モノづくり推進地域内で事業者が一定面積以上の工場を新たに立地(新築・建替・増築・取得)した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付する。(工場の立地とともに本社を東大阪市内に新たに立地する場合は補助対象面積を拡充) 【予算額】30,455千円 【補助期間】5年間(平成28年度より3年間から5年間に拡充) 【面積要件】工業専用地域:延床面積1,000㎡以上 モノづくり推進地域:延床面積500㎡以上 | 交付件数:4件 交付金額:14,232千円 | 交付件数:5件 交付金額:11,093千円 | 交付予定件数:9件 交付予定金額:26,596千円 | 平成28年度と同内容にて継続する |
| | 事業用地継承支援対策補助金 | モノづくり推進地域において新たな住宅開発を抑制するため、既存の一定面積以上の製造業事業用地を、引き続き製造業の事業用地として売却した場合、土地所有者に対して補助金を交付する。 【予算額】5,000千円(5,000千円×1件) 【補助率】売買契約金額の3%以内 【補助限度額】5,000千円 【面積要件】売却する土地の面積:敷地面積250㎡以上 立地する工場の面積:延床面積500㎡以上 | 交付件数:0件 交付金額:0円 予算執行率:0% | 交付件数:1件 交付金額:4,036千円 予算執行率:80.7% | 交付予定件数:0件 交付予定金額:0千円 予算執行率:0% | 平成28年度と同内容にて継続する |
| 重点地区 | 住工共生まちづくり活動支援補助金 | 住工共生のまちづくり条例に基づき認定された「住工共生まちづくり協議会」が実施する事業に対して補助金を交付する。 【予算額】100千円(100千円×1件) 【補助率】対象経費の1/3 【補助限度額】100千円 【補助期間】1協議会あたり最長3年間 | | 交付件数:1件 交付金額:63千円 予算執行率:63.0% | 交付予定件数:1件 交付予定金額:70千円 予算執行率:70% | 住工共生コミュニティ活動支援補助金と統合し、重点地区内の地域住民にモノづくり企業への理解を深めてもらう事業を含めた住工共生まちづくり協議会の活動に支援を行う方向で検討 |
| 都市計画制度活用地区 | (仮称)都市計画制度活用地区工場移転促進補助金 | 市内の工業専用地域とモノづくり推進地域以外の地域で製造業を営むモノづくり企業が、その工場を市内の都市計画制度活用地区へ移転する場合に補助金を交付する。 【補助内容】事務所・機械設備の移転にかかる費用(補助率、補助限度額は工場移転支援補助金と同じ) | | | | 都市計画制度活用地区に対して新たに支援施策を実施することを検討(※詳細は資料3-3を参照) |
| | (仮称)都市計画制度活用地区立地促進補助金 | 都市計画制度活用地区へ新たに工場を新築・建替・増築する際に当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を補助金として交付する。(※新たに立地する工場の面積は問わない。) 【補助内容】モノづくり立地促進補助金事業と同じ | | | | |
| | (仮称)都市計画制度活用地区事業用地提供促進補助金 | 都市計画制度活用地区で所有している土地を製造業の工場用地として売却した場合、土地所有者に対して補助金を交付する。(※既存の土地利用、敷地面積は問わない) 【補助内容】事業用地継承支援対策補助金事業と同じ | | | | |
| 合計 | | | 予算額:51,254千円 交付金額:24,916千円 予算執行率:48.6% | 予算額:51,579千円 交付金額:21,934千円 予算執行率:42.5% | 予算額:65,855千円 交付予定額:48,794千円 予算執行率:74.0% | |